

議案第24号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与の特例に関する条例（平成16年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（職員の給与の額の特例） 第2条 <u>平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間</u>（以下「特例期間」という。）における給料表適用職員の給料月額、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 2～5 略	（職員の給与の額の特例） 第2条 <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間</u>（以下「特例期間」という。）における給料表適用職員の給料月額、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に100分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。 2～5 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。